

親権喪失宣告

子どもの母親が死亡して以来、父親は定職につかず、子どもの世話をしないばかりか、子どもに暴力を振るっています。どうすればよいでしょうか。

A 親権喪失宣告を求める審判を申し立てることができます。

父母が親権を濫用して子どもを虐待しているような場合や、児童相談所が虐待している父母に対して指導しても状況が改善されない場合などには、家庭裁判所は、関係者（親族や児童相談所長など）の申立てにより、その親権を失わせ（親権喪失宣告）、子どもの未成年後見人を選ぶことができます。

なお、児童虐待については、児童相談所が相談、援助を行っています。児童相談所は、必要な場合には、児童を児童福祉施設に入所させたり里親委託の措置をとることについて、家庭裁判所に承認を求めます。

家庭裁判所は、家事調停（親権者の変更など）や家事審判（養子縁組など）の手続においても、児童虐待の問題に留意して事案の解決に当たっています。

児童虐待 とは？

児童虐待には4つの類型があります（児童虐待の防止等に関する法律第2条に定義されています。）。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



詳しく知りたい方は

○法的な問題全般についてのお問合せは…

日本司法支援センター(愛称:法テラス)



0570-078374

http://www.houterasu.or.jp/

○養育費については…

最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター

または**養育費相談支援センター**

0120-965-419

※携帯電話・PHSからは「03-3980-4108」にお電話ください。

http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/

○里親、養子縁組の相談等については…

全国の児童相談所

○児童虐待の相談・通告については…

全国の児童相談所または市区町村の担当窓口

〈児童相談所全国共通ダイヤル〉

0570-064-000

○申立てを行うための手続、必要書類、費用等については…

パソコンの方は

裁判所ウェブサイト

http://www.courts.go.jp/

ファクシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス



0570-031840

音声案内に従って次のコード番号をプッシュしてください。

養育費請求(案内)5513 / (申立書・記入例)7513

面会交流(案内)5514 / (申立書・記入例)7514

親権者変更(案内)5512 / (申立書・記入例)7512

〈親権者が行方不明(死亡)の場合の親権者変更は
(案内)5426 / (申立書・記入例)7426〉

未成年後見人選任(案内)5417 / (申立書・記入例)7417

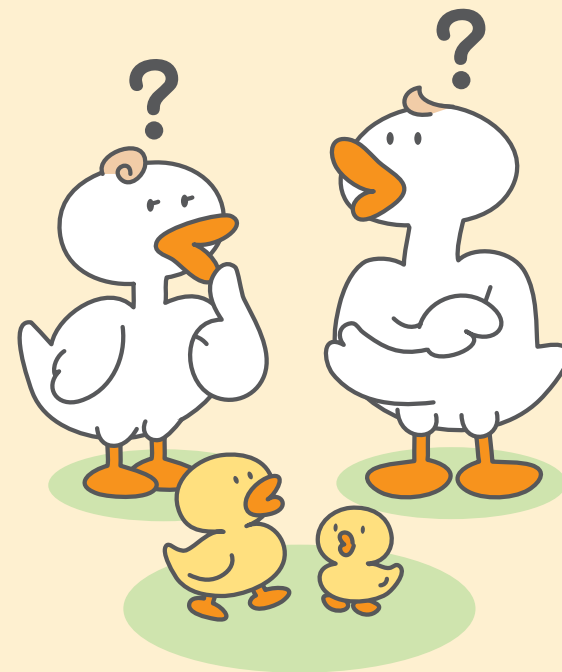
養子縁組許可(案内)5421 / (申立書・記入例)7421

特別養子縁組(案内)5423 / (申立書・記入例)7423

全国の家庭裁判所

家庭裁判所における 子どもに関する手続

家庭裁判所では、子どもに関する様々な問題を法的に解決するための手続を取り扱っています。



家庭裁判所

家庭裁判所では、子どもの福祉の観点から、子どもの健やかな成長にかなうかどうかを基準に、様々な手続において、問題の解決に努めています。

※このリーフレットにおいて、「子ども」とは特に定めのない限り20歳未満の者のことを、また「児童」とは18歳未満の者のことを指します。

1 離婚に伴う子どもの養育に関する問題を解決するために

養育費の請求

離婚して私が子どもの親権者になりましたが、私には子どもを養育していく経済力がありません。元夫(妻)とは子どもの養育費について話し合いをしましたが、折り合いがつかせませんでした。どうすればよいでしょうか。

A 養育費の支払を求める調停を申し立てることができます。

養育費について話し合いがまとまらない場合などに、子どもを監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に養育費の調停を申し立て、養育費の支払を求めることができます。



養育費の額の変更

離婚の際、子ども一人につき月3万円の養育費を決めて元夫(妻)から支払を受けていますが、体調を崩したために私の収入が減ってしまい、子どもの学費や食費に困るようになりました。養育費を決めなおすことはできますか。

A 養育費の増額を求める調停を申し立てることができます。

一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合(収入が減った場合や再婚した場合、子どもが進学した場合など)には**養育費の額の変更(増額・減額)**を求める調停を申し立てることができます。

面会交流

離婚して元妻(夫)が親権者になった場合でも、私が定期的に子どもと会うことはできるでしょうか。

A 面会交流に関する調停を申し立てることができます。

別居または離婚後に、子どもを養育・監護していない親が子どもと面会等を行うことを面会交流といいます。

面会交流の具体的な内容や方法については、まずは父母が話し合っ決めてことになりますが、話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立て、面会交流に関する取決めを求めることができます。



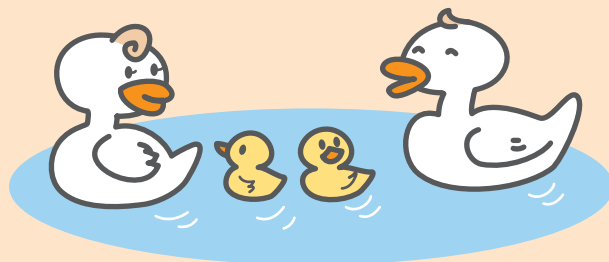
親権者の変更

子どもの親権者である元妻(夫)から子どもを引き取って私が育てるためには、どうすればよいでしょうか。

A 親権者の変更を求める調停を申し立てることができます。

離婚の際に子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後、子どものために親権者を変更する必要がある場合には、必ず家庭裁判所に親権者変更の調停を申し立てなければなりません。

なお、親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などには、親権者変更の審判を申し立てることになります。



2 親(親権者)による子どもの養育が不可能、又は不適切である場合の問題を解決するために

未成年後見人の選任

姉夫婦が亡くなったため、残された姉夫婦の子どもの監護養育や財産管理(保険金請求等)を行う必要がありますが、どうすればよいでしょうか。

A 未成年後見人選任の審判を申し立てることができます。

親権者の死亡等のため子どもに対して親権を行う者がいない場合、家庭裁判所は関係者(親族や児童相談所長など)からの申立てにより、未成年後見人を選任します。

未成年後見人とは子どもの法定代理人であり、子どもの監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

養子縁組の許可

子どもの父親が死亡した後、一人で子どもを育ててきた母親である私の姪が病気になり、子どもの養育ができないので、母親の叔父である私と妻が子どもを引き取って養育しています。今後、子どもを私ども夫婦の養子として育てたいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 養子縁組許可を求める審判を申し立てることができます。

子どもを養子とするには、家庭裁判所の許可が必要です。家庭裁判所は、子どもの年齢や子どもが置かれている状況等を総合的に判断し、養子縁組を許可するかどうかが判断します。ただし、自己または配偶者の直系卑属(子や孫等)を養子とする場合には許可を要しません。

また、未成年後見人が未成年被後見人を養子とする場合にも、家庭裁判所の許可が必要となります。

なお、子どもを養子とする場合で、養親となる者に配偶者がいる場合は、原則として、夫婦が共に養親となる必要があります。

このほか、**特別養子縁組制度**を利用することもできます。

※**特別養子縁組制度** 特別養子縁組とは、原則として6歳未満の子どもの福祉のため特に必要があるときに、子どもとその実親側の法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。

そのため、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止されています。